

令和7年5月8日

## 建物基礎等地下工作物の残置と撤去について

- 地下工作物の残置について

該当物件の建物基礎や基礎杭等につきましては、画地南部の一部が急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域の範囲に含まれていることから、当面の地盤の健全性・安定性を維持するために残置するものであり、これらの状況を入札条件に明示して競売を行っております。

なお、土地売却時には売却先に本課で管理している記録を必要に応じて開示し引き渡します。

- 残置物の撤去について

更地の価格から残置物を解体・撤去する費用を評価額から控除して最低売却価格を算定しているため、本課において残置物を解体・撤去する予定はありません。そのため、開発等において残置物の解体・撤去が必要な場合は、落札者が用途（目的）により、関係法令に従って解体・撤去を行っていただくこととなります。

問い合わせ先

長崎県 教育庁 学芸文化課 総務管理班

電話：095-894-3382